

市第 119 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第79号の4の次に次の1号を加える。

(79)の4の2 土壤汚染対策法第27

条の2第1項、第27条の3第1  
項又は第27条の4第1項の規定  
に基づく汚染土壌処理業の許可  
を受けた者の地位の承継の承認

申請手数料 同 120,000円

第2条第79号の14中「75,000円」を「67,000円」に改め、同条第153号セ中「530,000円」を「570,000円」に改め、同号ソ中「830,000円」を「880,000円」に改め、同号タ中「1,010,000円」を「1,070,000円」に改め、同号チ中「1,120,000円」を「1,200,000円」に改め、同号ツ中「1,420,000円」を「1,520,000円」に改め、同号テ中「1,660,000円」を「1,780,000円」に改め、同号ト中「3,880,000円」を「4,070,000円」に改め、同号ナ中「5,100,000円」を「5,340,000円」に改め、同号ニ中「6,290,000円」を「6,490,000円」に改め、同号ヌ(ア)中「1,130,000円」を「1,180,

000 円」に改め、同号又(イ)中「1,340,000 円」を「1,410,000 円」に改め、同号又(ロ)中「1,500,000 円」を「1,580,000 円」に改め、同号又(ハ)中「1,830,000 円」を「1,940,000 円」に改め、同号又(ニ)中「2,140,000 円」を「2,260,000 円」に改め、同号又(ホ)中「4,350,000 円」を「4,550,000 円」に改め、同号又(ヘ)中「5,570,000 円」を「5,820,000 円」に改め、同号又(ヘ)中「6,770,000 円」を「7,070,000 円」に改め、同号ネ(ア)中「5,750,000 円」を「5,930,000 円」に改め、同号ネ(イ)中「7,250,000 円」を「7,470,000 円」に改め、同号ネ(ロ)中「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同条第158号ケ中「410,000 円」を「420,000 円」に改め、同号コ中「540,000 円」を「560,000 円」に改め、同号サ中「700,000 円」を「730,000 円」に改め、同号シ中「920,000 円」を「960,000 円」に改め、同号ス中「1,040,000 円」を「1,090,000 円」に改め、同号セ中「1,600,000 円」を「1,660,000 円」に改め、同号ソ中「1,820,000 円」を「1,900,000 円」に改め、同号タ中「2,030,000 円」を「2,120,000 円」に改め、同号チ中「490,000 円」を「530,000 円」に改め、同号ツ中「630,000 円」を「680,000 円」に改め、同号テ中「990,000 円」を「1,030,000 円」に改め、同号ト中「1,310,000 円」を「1,410,000 円」に改め、同号ナ中「1,720,000 円」を「1,780,000 円」に改め、同号ニ中「3,320,000 円」を「3,430,000 円」に改め、同号ヌ中「4,060,000 円」を「4,190,000 円」に改め、同号ネ中「4,650,000 円」を「4,800,000 円」に改め、同号ノ中「9,100,000 円」を「9,320,000 円」に改め、同号ハ中「12,400,000円」を「12,600,000円」に改め、同号ヒ中「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同条第160号ア中「310,000 円」を

「320,000円」に改め、同号イ中「430,000円」を「460,000円」に改め、同号ウ中「720,000円」を「750,000円」に改め、同号エ中「960,000円」を「1,020,000円」に改め、同号オ中「1,210,000円」を「1,300,000円」に改め、同号カ中「2,950,000円」を「3,150,000円」に改め、同号キ中「3,620,000円」を「3,870,000円」に改め、同号ク中「4,170,000円」を「4,460,000円」に改め、同号ケ中「2,660,000円」を「2,690,000円」に改め、同号コ中「3,190,000円」を「3,230,000円」に改め、同号サ中「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、同条中第172号を第184号とし、第171号を第183号とし、第170号の次に次の12号を加える。

(171) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可申請手数料

ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者（イに掲げる者を除く。）については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が10,000,000立方メートル以上の設備

同 560,000円

(イ) 同	1,		
	000,000 立方メートル以上		
	10,000,000立方メートル未		
	満の設備	同	340,000円
(ウ) 同	50		
	0,000 立方メートル以上1,		
	000,000 立方メートル未満		
	の設備	同	220,000円
(エ) 同	10		
	0,000 立方メートル以上50		
	0,000 立方メートル未満の		
	設備	同	140,000円
(オ) 同	25		
	,000立方メートル以上100,		
	000 立方メートル未満の設		
	備	同	110,000円
(カ) 同	5,		
	000 立方メートル以上25,0		
	00立方メートル未満の設備	同	86,000円
(キ) 同	1,		
	000 立方メートル以上 5,0		
	00立方メートル未満の設備	同	68,000円
(ク) 同	20		
	0 立方メートル以上 1,000		
	立方メートル未満の設備	同	54,000円

(ケ) 同	10		
	0 立方メートル以上 200 立		
	方メートル未満の設備	同	31,000円
イ	高压ガス保安法第5条第1		
	項第1号に該当する者であつ		
	て移動式製造設備（高压ガス		
	の製造のための設備で移動す		
	ることができるように設計し		
	たものをいう。以下同じ。）		
	のみを使用して高压ガスの製		
	造をするものについては、次		
	に掲げる区分に応じ、それぞ		
	れ次に定める額		
(ア)	処理容積が10,000,000立		
	方メートル以上の設備	同	91,000円
(イ)	同 5,000,000 立		
	方メートル以上10,000,000		
	立方メートル未満の設備	同	75,000円
(ロ)	同 1,000,000 立		
	方メートル以上 5,000,000		
	立方メートル未満の設備	同	60,000円
(ハ)	同 500,000 立方		
	メートル以上 1,000,000 立		
	方メートル未満の設備	同	44,000円
(ニ)	同 100,000 立方		

メートル以上 500,000 立方 メートル未満の設備	同	27,000円
(カ) 同 25,000立方メ ートル以上 100,000 立方メ ートル未満の設備	同	21,000円
(キ) 同 5,000 立方メ ートル以上25,000立方メ ートル未満の設備	同	16,000円
(ク) 同 1,000 立方メ ートル以上 5,000 立方メ ートル未満の設備	同	13,000円
(ケ) 同 200 立方メ ートル以上 1,000 立方メ ートル未満の設備	同	11,000円
(コ) 同 100 立方メ ートル以上 200 立方メ ートル未満の設備	同	7,400円
ウ 高圧ガス保安法第5条第1 項第2号に該当する者につい ては、次に掲げる区分に応じ 、それぞれ次に定める額		
(ア) 冷凍能力が 3,000 トン以 上の設備	同	110,000円
(イ) 同 1,000 トン以 上 3,000 トン未満の設備	同	87,000円

- |     |   |                           |   |         |
|-----|---|---------------------------|---|---------|
| (ウ) | 同 | 300 トン以上<br>1,000 トン未満の設備 | 同 | 68,000円 |
| (エ) | 同 | 100 トン以上<br>300 トン未満の設備   | 同 | 54,000円 |
| (オ) | 同 | 20トン以上10<br>0 トン未満の設備     | 同 | 36,000円 |
- (172) 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可申請手数料
- ア 高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。）については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (ア) 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合）にあっては

	、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下同じ。) に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合	同	370,000円
(イ)	同 1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合	同	220,000円
(ウ)	同 500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満増加する場合	同	150,000円
(エ)	同 100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満増加する場合	同	93,000円
(オ)	同 25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満増加する場合	同	69,000円
(カ)	同 5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満増加する場合	同	61,000円



(キ) 同	1,000 立 方メートル以上 5,000 立 方メートル未満増加する 場合	同	57,000円	
(ク) 同	200 立 方メートル以上 1,000 立 方メートル未満増加する 場合	同	39,000円	
(ケ) 同	200 立 方メートル未満増加する 場合	同	26,000円	
(コ) 同	その他の場合	同	16,000円	
イ	高压ガス保安法第5条第1 項第1号に該当する同項の許 可を受けた者であって移動式 製造設備のみを使用して高压 ガスの製造をするものについ ては、次に掲げる区分に応じ 、それぞれ次に定める額			
(ア)	変更後の処理容積が変更 前の処理容積に比して10,0 00,000立方メートル以上増 加する場合	同	65,000円	
(イ)	同	5,00 0,000 立方メートル以上10 ,000,000立方メートル未満 増加する場合	同	53,000円
(ウ)	同	1,00		

	0,000 立方メートル以上5,000,000 立方メートル未満増加する場合	同	44,000円
(エ)	同 500,000 立方メートル以上1,000,000 立方メートル未満増加する場合	同	31,000円
(オ)	同 100,000 立方メートル以上500,000 立方メートル未満増加する場合	同	18,000円
(カ)	同 25,000立方メートル以上100,000 立方メートル未満増加する場合	同	14,000円
(キ)	同 5,000 立方メートル以上25,000 立方メートル未満増加する場合	同	12,000円
(ク)	同 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満増加する場合	同	9,200円
(ケ)	同 200 立方メートル以上 1,000 立		

方メートル未満増加する場 合	同	8,200円
(ロ) 同 200 立方メートル未満増加する 場合	同	5,100円
(ハ) その他の場合	同	3,200円
ウ 高圧ガス保安法第5条第1 項第2号に該当する同項の許 可を受けた者については、次 に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額		
(ア) 変更後の冷凍能力が変更 前の冷凍能力（当該変更が 設備の全部又は一部を撤去 し、当該撤去する設備に代 えて新たに設備を設置する ものである場合にあっては 、変更前の冷凍能力から当 該撤去する設備に係る冷凍 能力を控除した能力）に比 して3,000トン以上増加す る場合	同	69,000円
(イ) 同 1,000ト ン以上3,000トン未満増加 する場合	同	62,000円

(ウ) 同	300 トン		
	以上 1,000 トン未満増加する 場合	同	55,000円
(エ) 同	100 トン		
	以上 300 トン未満増加する 場合	同	38,000円
(オ) 同	100 トン		
	未満増加する場合	同	30,000円
(カ) その他の場合		同	16,000円
(173)	高压ガス保安法第16条第1 項の規定に基づく高压ガスの貯 蔵所の設置許可申請手数料	同	25,000円
(174)	高压ガス保安法第19条第1 項の規定に基づく第一種貯蔵所 の位置、構造又は設備の変更工 事の許可申請手数料		
	ア 変更後の貯蔵容積が変更前 の貯蔵容積に比して増加する 場合	同	14,000円
	イ その他の場合	同	11,000円
(175)	高压ガス保安法第20条第1 項の規定に基づく高压ガスの製 造のための施設又は第一種貯蔵 所の完成検査申請手数料		
	ア 高压ガスの製造のための施		

設の完成検査の申請をする場合

第 171 号アからウまでに掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の 4 分の 3 に相当する額（高圧ガス保安法第 5 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100 円）

イ 第一種貯蔵所の完成検査の申請をする場合

1 件につき 18,750 円

(176) 高圧ガス保安法第 20 条第 3 項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査申請手数料

ア 高圧ガスの製造のための施

設の完成検査の申請をする場合

第 172 号アからウまでに掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の 4 分の 3 に相当する額（高圧ガス保安法第 14 条第 1 項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 37 条の 3 第 1 項の完成検査を受け、同法第 37 条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100 円）

イ 第一種貯蔵所の完成検査の申請をする場合

第 174 号ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の 4 分の 3 に相

## 当する額

(177)	高圧ガス保安法第22条第1項の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の検査申請手数料		
ア	容積が1,000立方メートル以上（液化ガスにあつては、質量10トン以上）の高圧ガスに係る検査	1件につき	27,000円
イ	同 300立方メートル以上1,000立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン以上10トン未満）の高圧ガスに係る検査	同	21,000円
ウ	同 300立方メートル未満（液化ガスにあつては、質量3トン未満）の高圧ガスに係る検査	同	13,000円
(178)	高圧ガス保安法第35条第1項の規定に基づく特定施設の保安検査申請手数料		
ア	高圧ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。）については、次に		

掲げる区分に応じ、それぞれ  
次に定める額

(ア)	処理容積が10,000,000立 方メートル以上の設備	同	610,000円
(イ)	同 1,000,000立 方メートル以上10,000,000 立方メートル未満の設備	同	370,000円
(ロ)	同 500,000立方 メートル以上1,000,000立 方メートル未満の設備	同	250,000円
(ハ)	同 100,000立方 メートル以上500,000立方 メートル未満の設備	同	150,000円
(ニ)	同 25,000立方メ ートル以上100,000立方メ ートル未満の設備	同	120,000円
(ホ)	同 5,000立方メ ートル以上25,000立方メ ートル未満の設備	同	95,000円
(ヘ)	同 1,000立方メ ートル以上5,000立方メ ートル未満の設備	同	75,000円
(ヘ)	同 200立方メ ートル以上1,000立方メ ートル未満の設備	同	60,000円



(ケ) 同	100 立方メートル以上 200 立方メートル未満の設備	同	33,000円
イ	<p>高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者であって移動式製造設備のみを使用して高压ガスの製造をするものについては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
(ア)	処理容積が10,000,000立方メートル以上の設備	同	95,000円
(イ)	同 5,000,000 立方メートル以上10,000,000 立方メートル未満の設備	同	80,000円
(ロ)	同 1,000,000 立方メートル以上 5,000,000 立方メートル未満の設備	同	64,000円
(ハ)	同 500,000 立方メートル以上 1,000,000 立方メートル未満の設備	同	47,000円
(ニ)	同 100,000 立方メートル以上 500,000 立方メートル未満の設備	同	31,000円
(ホ)	同 25,000立方メ		

メートル以上 100,000 立方メ ートル未満の設備	同	22,000円
(キ) 同 5,000 立方メ ートル以上25,000立方メ ートル未満の設備	同	20,000円
(ク) 同 1,000 立方メ ートル以上 5,000 立方メ ートル未満の設備	同	15,000円
(ケ) 同 200 立方メ ートル以上 1,000 立方メ ートル未満の設備	同	12,000円
(コ) 同 100 立方メ ートル以上 200 立方メ ートル未満の設備	同	7,700円
ウ 高圧ガス保安法第5条第1 項第2号に該当する同項の許 可を受けた者については、次 に掲げる区分に応じ、それぞ れ次に定める額		
(ア) 冷凍能力が 3,000 トン以 上の設備	同	120,000円
(イ) 同 1,000 トン以 上 3,000 トン未満の設備	同	95,000円
(ウ) 同 300 トン以上 1,000 トン未満の設備	同	76,000円

(エ) 同	100 トン以上		
	300 トン未満の設備	同	60,000円
(オ) 同	20トン以上10		
	0 トン未満の設備	同	42,000円
(179)	<p>高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査の申請手数料</p> <p>ア 温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器に係る容器検査又は容器再検査については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
(ア)	内容積が1,000リットル以上の容器		1個につき、16,000円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに1,600円を加えた額
(イ)	同	500リットル以上1,000リットル未満の容	

器	1 個につき	16,000円
(ウ) 同 500 リットル未満の容器	同	6,600円
イ 繊維強化プラスチック複合容器又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器（アに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 内容積が 150 リットル以上の容器	1 個につき、320 円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加えた額	
(イ) 同 30リットル以上150 リットル未満の容器	1 個につき	320円
(ロ) 同 5リットル以上30リットル未満の容器	同	260円
(ハ) 同 1リットル以上5リットル未満の容器	同	160円
(ニ) 同 1リットル未満の容器	同	150円
ウ 高強度鋼容器（ア又はイに規定する容器を除く。）に係		

る容器検査又は容器再検査については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積が30リットル以上の容器	1個につき、210円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた額	
(イ) 同 5リットル以上30リットル未満の容器	1個につき	210円
(ウ) 同 1リットル以上5リットル未満の容器	同	160円
(エ) 同 1リットル未満の容器	同	140円

エ その他の容器に係る容器検査又は容器再検査については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 内容積が1,000リットル以上の容器	1個につき、7,100円に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごとに380円を加えた額	
(イ) 同 500リットル以上1,000リットル未満の容		

器	1 個につき	7,100円
(ウ) 同 150 リットル以上 500 リットル未満の容器	同	800円
(エ) 同 30リットル以上 150 リットル未満の容器	同	210円
(オ) 同 5リットル以上 30リットル未満の容器	同	170円
(カ) 同 1リットル以上 5リットル未満の容器	同	110円
(キ) 同 1リットル未満 の容器	同	80円
(180) 高压ガス保安法施行令第18 条第2項第6号の規定に基づく 高压ガス保安法第49条の2第1 項に規定する附属品検査又は同 令第18条第2項第7号の規定に 基づく同法第49条の4第1項に 規定する附属品再検査の申請手 数料		
ア 圧縮天然ガス自動車燃料装 置用容器、圧縮水素自動車燃 料装置用容器又は圧縮水素運 送自動車用容器に装置される 附属品に係る附属品検査又は 附属品再検査については、次		

に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 内容積が150リットル以上の容器	同	31円
(イ) 同 150リットル未満の容器	同	24円
イ その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 内容積が1,000リットル以上の容器	同	1,100円
(イ) 同 500リットル以上1,000リットル未満の容器	同	540円
(ウ) 同 500リットル未満の容器	同	21円
(181) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第8号の規定に基づく高圧ガス保安法第50条第3項に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請手数料	1件につき	16,000円
(182) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく		

高压ガス保安法第54条第2項に  
規定する容器に充填する高压ガ  
スの種類又は圧力の変更に係る  
刻印等の申請手数料 同 1,400円

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例第2条第79号の14、  
第153号セからネまで、第158号ケからヒまで及び第160号アか  
らサまでの規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料  
について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従  
前の例による。

#### 提 案 理 由

土壤汚染対策法の一部改正に伴い汚染土壌処理業の許可を受けた者の地位の承継の承認申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。



## 参 考

## 横浜市手数料条例（抜粋）

（	<u>上段</u>	<u>改正案</u>	）
（	下段	現行	）

（手数料）

第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第1号から第79号の4まで省略）

(79) の 4 の 2 土 壌 汚 染 対 策 法 第 27条 の 2 第 1 項、第 27 条 の 3 第 1項 又 は 第 27 条 の 4 第 1 項 の 規 定に 基 づ く 汚 染 土 壌 処 理 業 の 許 可を 受 け た 者 の 地 位 の 承 継 の 承 認申 請 手 数 料

同

120,000 円

（第79号の5から第79号の13まで省略）

(79) の 14 使 用 済 自 動 車 の 再 資 源 化等 に 関 す る 法 律 第 70 条 第 1 項 の規 定 に 基 づ く 破 碎 業 の 事 業 範 囲の 変 更 許 可 申 請 手 数 料

同

67,000 円  
75,000 円

（第80号から第152号まで省略）

(153) 消 防 法 第 11 条 第 1 項 前 段 の規 定 に 基 づ く 製 造 所、貯 蔵 所 又は 取 扱 所 の 設 置 許 可 申 請 手 数 料

（アからスまで省略）

セ 準 特 定 屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所 （

岩 盤 タ ン ク に 係 る 屋 外 タ ン ク

貯蔵所を除く。)	同	570,000円 530,000円
<p>ソ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する危険物の規制に関する政令第11条第1項第3号の2の特定屋外貯蔵タンク（以下「特定屋外貯蔵タンク」という。）のうち危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第20条の4第2項第3号に定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同令第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）であって、危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未</p>		

満のもの	同	<u>880,000円</u> 830,000円
タ 同	5,000キロリットル以上	
	10,000キロリットル未満のもの	同
チ 同	10,000キロリットル以上	<u>1,070,000円</u> 1,010,000円
	50,000キロリットル未満のもの	同
ツ 同	50,000キロリットル以上	<u>1,200,000円</u> 1,120,000円
	100,000キロリットル未満のもの	同
テ 同	100,000キロリットル以上	<u>1,520,000円</u> 1,420,000円
	200,000キロリットル未満のもの	同
ト 同	200,000キロリットル以上	<u>1,780,000円</u> 1,660,000円
	300,000キロリットル未満のもの	同
ナ 同	300,000キロリットル以上	<u>4,070,000円</u> 3,880,000円
	400,000キロリットル未満のもの	同
ニ 同	400,000キロリットル以上のもの	<u>5,340,000円</u> 5,100,000円
ヌ	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所又は浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ	<u>6,490,000円</u> 6,290,000円

れ次に定める額

(ア)	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの	同	<u>1,180,000円</u> 1,130,000円
(イ)	同 5,000キロリットル以上10,00 0キロリットル未満のもの	同	<u>1,410,000円</u> 1,340,000円
(ウ)	同 10,000キロリットル以上50 ,000キロリットル未満のも の	同	<u>1,580,000円</u> 1,500,000円
(エ)	同 50,000キロリットル以上10 0,000キロリットル未満のも の	同	<u>1,940,000円</u> 1,830,000円
(オ)	同 100,000キロリットル以上20 0,000キロリットル未満のも の	同	<u>2,260,000円</u> 2,140,000円
(カ)	同 200,000キロリットル以上30 0,000キロリットル未満のも の	同	<u>4,550,000円</u> 4,350,000円
(キ)	同 300,000キロリットル以上40		

0,000キロリットル未満のもの		
の	同	<u>5,820,000円</u> 5,570,000円
(ク) 同		
400,000キロリットル以上のもの		
もの	同	<u>7,070,000円</u> 6,770,000円
ネ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	同	<u>5,930,000円</u> 5,750,000円
(イ) 同		
400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの		
の	同	<u>7,470,000円</u> 7,250,000円
(ウ) 同		
500,000キロリットル以上のもの		
もの	同	<u>10,900,000円</u> 10,700,000円
(ノからワまで及び第154号から第157号まで省略)		
(158) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る同法第11条の2第1項の規定に基づく検査申請手数料		

(アからクまで省略)

ケ	危険物の規制に関する政令第8条の2第5項の基礎・地盤検査であって、危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の検査	1 件につき	<u>420,000 円</u> 410,000 円
コ	同 5,000キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の検査	同	<u>560,000 円</u> 540,000 円
サ	同 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の検査	同	<u>730,000 円</u> 700,000 円
シ	同 50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の検査	同	<u>960,000 円</u> 920,000 円
ス	同 100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所の検査	同	<u>1,090,000 円</u> 1,040,000 円
セ	同 200,000 キロリットル		

トル以上 300,000 キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所 の検査	同	<u>1,660,000 円</u> 1,600,000 円
ソ 同 300,000 キロリットル トル以上 400,000 キロリットル 未満の特定屋外タンク貯蔵所 の検査	同	<u>1,900,000 円</u> 1,820,000 円
タ 同 400,000 キロリットル トル以上の特定屋外タンク貯 蔵所の検査	同	<u>2,120,000 円</u> 2,030,000 円
チ 危険物の規制に関する政令 第8条の2第5項の溶接部検 査であって、危険物の貯蔵最 大数量が1,000キロリットル以 上5,000キロリットル未満の特 定屋外タンク貯蔵所の検査	同	<u>530,000 円</u> 490,000 円
ツ 同 5,000 キロリットル以 上 10,000 キロリットル未満の 特定屋外タンク貯蔵所の検査	同	<u>680,000 円</u> 630,000 円
テ 同 10,000 キロリットル 以上 50,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所の検 査	同	<u>1,030,000 円</u> 990,000 円
ト 同 50,000 キロリットル 以上 100,000 キロリットル未満		

	の特定屋外タンク貯蔵所の検査		
		同	<u>1,410,000円</u> 1,310,000円
ナ	同 100,000キロリットル		
	以上200,000キロリットル未満		
	の特定屋外タンク貯蔵所の検査		
		同	<u>1,780,000円</u> 1,720,000円
ニ	同 200,000キロリットル		
	以上300,000キロリットル未満		
	の特定屋外タンク貯蔵所の検査		
		同	<u>3,430,000円</u> 3,320,000円
ヌ	同 300,000キロリットル		
	以上400,000キロリットル未満		
	の特定屋外タンク貯蔵所の検査		
		同	<u>4,190,000円</u> 4,060,000円
ネ	同 400,000キロリットル		
	以上の特定屋外タンク貯蔵所		
	の検査	同	<u>4,800,000円</u> 4,650,000円
ノ	危険物の規制に関する政令第8条の2第5項の岩盤タンク検査であって、危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所の検査		
		同	<u>9,320,000円</u> 9,100,000円
ハ	同 400,000キロリットル		
	以上500,000キロリットル		



未満の屋外タンク貯蔵所の検査	同	<u>12,600,000円</u> 12,400,000円
ヒ 同 500,000キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所の検査	同	<u>17,300,000円</u> 17,000,000円
(第159号省略)		
(160) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく保安に関する検査申請手数料		
ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)であって、危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1件につき	<u>320,000円</u> 310,000円
イ 同 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	同	<u>460,000円</u> 430,000円
ウ 同 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	同	<u>750,000円</u> 720,000円
エ 同 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	同	<u>1,020,000円</u> 960,000円
オ 同 100,000		

市第119号

	キロリットル以上 200,000 キロ		
	リットル未満のもの	同	<u>1,300,000 円</u> 1,210,000 円
カ	同	200,000	
	キロリットル以上 300,000 キロ		
	リットル未満のもの	同	<u>3,150,000 円</u> 2,950,000 円
キ	同	300,000	
	キロリットル以上 400,000 キロ		
	リットル未満のもの	同	<u>3,870,000 円</u> 3,620,000 円
ク	同	400,000	
	キロリットル以上のもの	同	<u>4,460,000 円</u> 4,170,000 円
ケ	岩盤タンクに係る特定屋外		
	タンク貯蔵所であって、危険		
	物の貯蔵最大数量が1,000キロ		
	リットル以上 400,000 キロリッ		
	トル未満のもの	同	<u>2,690,000 円</u> 2,660,000 円
コ	同	400,000 キ	
	ロリットル以上 500,000 キロリ		
	ットル未満のもの	同	<u>3,230,000 円</u> 3,190,000 円
サ	同	500,000 キ	
	ロリットル以上のもの	同	<u>4,830,000 円</u> 4,790,000 円

(シ、ス及び第 161 号から第 170 号まで省略)

(171) 高压ガス保安法 (昭和 26 年  
法律第 204 号) 第 5 条第 1 項の  
規定に基づく高压ガスの製造の  
許可申請手数料

ア 高压ガス保安法第5条第1

項第1号に該当する者（イに掲げる者を除く。）については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

<u>(ア) 処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が10,000,000立方メートル以上の設備</u>	<u>同</u>	<u>560,000円</u>
<u>(イ) 同 1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>340,000円</u>
<u>(ウ) 同 500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>220,000円</u>
<u>(エ) 同 100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>140,000円</u>
<u>(オ) 同 25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>110,000円</u>

(カ)	同	5,	
		000 立方メートル以上	
		25,000 立方メートル未満の設備	同 86,000 円
(キ)	同	1,	
		000 立方メートル以上	
		5,000 立方メートル未満の設備	同 68,000 円
(ク)	同	20	
		0 立方メートル以上	
		1,000 立方メートル未満の設備	同 54,000 円
(ケ)	同	10	
		0 立方メートル以上	
		200 立方メートル未満の設備	同 31,000 円
イ	<u>高压ガス保安法第5条第1</u>		
	<u>項第1号に該当する者であつ</u>		
	<u>て移動式製造設備（高压ガス</u>		
	<u>の製造のための設備で移動す</u>		
	<u>ることができるように設計し</u>		
	<u>たものをいう。以下同じ。）</u>		
	<u>のみを使用して高压ガスの製</u>		
	<u>造をするものについては、次</u>		
	<u>に掲げる区分に応じ、それぞ</u>		
	<u>れ次に定める額</u>		
(ア)	処理容積が	10,000,000 立方	
	メートル以上の設備		同 91,000 円
(イ)	同	5,000,000 立方	

	<u>メートル以上 10,000,000 立方</u>		
	<u>メートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>75,000 円</u>
(ウ)	<u>同</u> <u>1,000,000 立方</u>		
	<u>メートル以上 5,000,000 立方</u>		
	<u>メートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>60,000 円</u>
(エ)	<u>同</u> <u>500,000 立方メ</u>		
	<u>ートル以上 1,000,000 立方メ</u>		
	<u>ートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>44,000 円</u>
(オ)	<u>同</u> <u>100,000 立方メ</u>		
	<u>ートル以上 500,000 立方メ</u>		
	<u>ートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>27,000 円</u>
(カ)	<u>同</u> <u>25,000 立方メ</u>		
	<u>ートル以上 100,000 立方メ</u>		
	<u>ートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>21,000 円</u>
(キ)	<u>同</u> <u>5,000 立方メ</u>		
	<u>ートル以上 25,000 立方メ</u>		
	<u>ートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>16,000 円</u>
(ク)	<u>同</u> <u>1,000 立方メ</u>		
	<u>ートル以上 5,000 立方メ</u>		
	<u>ートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>13,000 円</u>
(ケ)	<u>同</u> <u>200 立方メ</u>		
	<u>ートル以上 1,000 立方メ</u>		
	<u>ートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>11,000 円</u>
(コ)	<u>同</u> <u>100 立方メ</u>		
	<u>ートル以上 200 立方メ</u>		

	<u>未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>7,400円</u>
ウ	<u>高压ガス保安法第5条第1項第2号に該当する者については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
(7)	<u>冷凍能力が3,000トン以上の設備</u>	<u>同</u>	<u>110,000円</u>
(イ)	<u>同 1,000トン以上3,000トン未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>87,000円</u>
(ウ)	<u>同 300トン以上1,000トン未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>68,000円</u>
(エ)	<u>同 100トン以上300トン未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>54,000円</u>
(オ)	<u>同 20トン以上100トン未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>36,000円</u>
(172)	<u>高压ガス保安法第14条第1項の規定に基づく高压ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可申請手数料</u>		
ア	<u>高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者</u>		

を除く。) については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- |     |   |          |                  |
|-----|---|----------|------------------|
| (ア) | <u>変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部又は一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合）</u><br><u>にあつては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下同じ。）</u><br><u>に比して10,000,000立方メートル以上増加する場合</u> | <u>同</u> | <u>370,000 円</u> |
| (イ) | <u>同</u><br><u>1,000,000</u><br><u>立方メートル以上10,000,000立方メートル未満増加する場合</u>   | <u>同</u> | <u>220,000 円</u> |
| (ウ) | <u>同</u><br><u>500,000 立</u><br><u>方メートル以上1,000,000 立</u><br><u>方メートル未満増加する場</u><br><u>合</u>  | <u>同</u> | <u>150,000 円</u> |
| (エ) | <u>同</u><br><u>100,000 立</u><br><u>方メートル以上500,000 立方</u>  |          |                  |

	<u>メートル未満増加する場合</u>	<u>同</u>	<u>93,000円</u>
(オ)	<u>同</u>	<u>25,000立方</u>	
	<u>方メートル以上100,000立方</u>		
	<u>メートル未満増加する場合</u>	<u>同</u>	<u>69,000円</u>
(カ)	<u>同</u>	<u>5,000立方</u>	
	<u>メートル以上25,000立方メ</u>		
	<u>ートル未満増加する場合</u>	<u>同</u>	<u>61,000円</u>
(キ)	<u>同</u>	<u>1,000立方</u>	
	<u>メートル以上5,000立方メ</u>		
	<u>ートル未満増加する場合</u>	<u>同</u>	<u>57,000円</u>
(ク)	<u>同</u>	<u>200立方</u>	
	<u>メートル以上1,000立方メ</u>		
	<u>ートル未満増加する場合</u>	<u>同</u>	<u>39,000円</u>
(ケ)	<u>同</u>	<u>200立方</u>	
	<u>メートル未満増加する場合</u>	<u>同</u>	<u>26,000円</u>
(コ)	<u>その他の場合</u>	<u>同</u>	<u>16,000円</u>
イ	<u>高压ガス保安法第5条第1</u>		
	<u>項第1号に該当する同項の許</u>		
	<u>可を受けた者であって移動式</u>		
	<u>製造設備のみを使用して高压</u>		
	<u>ガスの製造をするものについ</u>		
	<u>ては、次に掲げる区分に応じ</u>		
	<u>、それぞれ次に定める額</u>		
(ア)	<u>変更後の処理容積が変更</u>		
	<u>前の処理容積に比して10,00</u>		



	<u>0,000 立方メートル以上増加</u>		
	<u>する場合</u>	<u>同</u>	<u>65,000 円</u>
(イ)	<u>同</u>	<u>5,000</u>	
	<u>,000 立方メートル以上10,00</u>		
	<u>0,000 立方メートル未満増加</u>		
	<u>する場合</u>	<u>同</u>	<u>53,000 円</u>
(ウ)	<u>同</u>	<u>1,000</u>	
	<u>,000 立方メートル以上5,000</u>		
	<u>,000 立方メートル未満増加</u>		
	<u>する場合</u>	<u>同</u>	<u>44,000 円</u>
(エ)	<u>同</u>	<u>500,0</u>	
	<u>00 立方メートル以上1,000,00</u>		
	<u>0 立方メートル未満増加す</u>		
	<u>る場合</u>	<u>同</u>	<u>31,000 円</u>
(オ)	<u>同</u>	<u>100,0</u>	
	<u>00 立方メートル以上 500,000</u>		
	<u>立方メートル未満増加する</u>		
	<u>場合</u>	<u>同</u>	<u>18,000 円</u>
(カ)	<u>同</u>	<u>25,00</u>	
	<u>0 立方メートル以上 100,000</u>		
	<u>立方メートル未満増加する</u>		
	<u>場合</u>	<u>同</u>	<u>14,000 円</u>
(キ)	<u>同</u>	<u>5,000</u>	
	<u>立方メートル以上 25,000 立</u>		
	<u>方メートル未満増加する場</u>		

	<u>合</u>	<u>同</u>	<u>12,000 円</u>
(ク)	<u>同</u>	<u>1,000</u>	
	<u>立方メートル以上5,000立方</u>		
	<u>メートル未満増加する場合</u>	<u>同</u>	<u>9,200 円</u>
(ケ)	<u>同</u>	<u>200</u>	
	<u>立方メートル以上1,000立方</u>		
	<u>メートル未満増加する場合</u>	<u>同</u>	<u>8,200 円</u>
(コ)	<u>同</u>	<u>200</u>	
	<u>立方メートル未満増加する</u>		
	<u>場合</u>	<u>同</u>	<u>5,100 円</u>
(カ)	<u>その他の場合</u>	<u>同</u>	<u>3,200 円</u>
ウ	<u>高压ガス保安法第5条第1</u>		
	<u>項第2号に該当する同項の許</u>		
	<u>可を受けた者については、次</u>		
	<u>に掲げる区分に応じ、それぞ</u>		
	<u>れ次に定める額</u>		
(ア)	<u>変更後の冷凍能力が変更</u>		
	<u>前の冷凍能力（当該変更が</u>		
	<u>設備の全部又は一部を撤去</u>		
	<u>し、当該撤去する設備に代</u>		
	<u>えて新たに設備を設置する</u>		
	<u>ものである場合にあっては</u>		
	<u>、変更前の冷凍能力から当</u>		
	<u>該撤去する設備に係る冷凍</u>		
	<u>能力を控除した能力）に比</u>		

<u>して3,000トン以上増加する</u>		
<u>場合</u>	<u>同</u>	<u>69,000円</u>
(イ) <u>同</u> <u>1,000トン</u>		
<u>以上3,000トン未満増加する</u>		
<u>場合</u>	<u>同</u>	<u>62,000円</u>
(ウ) <u>同</u> <u>300トン</u>		
<u>以上1,000トン未満増加する</u>		
<u>場合</u>	<u>同</u>	<u>55,000円</u>
(エ) <u>同</u> <u>100トン</u>		
<u>以上300トン未満増加する</u>		
<u>場合</u>	<u>同</u>	<u>38,000円</u>
(オ) <u>同</u> <u>100トン</u>		
<u>未満増加する場合</u>	<u>同</u>	<u>30,000円</u>
(カ) <u>その他の場合</u>	<u>同</u>	<u>16,000円</u>
(173) <u>高圧ガス保安法第16条第1</u>		
<u>項の規定に基づく高圧ガスの貯</u>		
<u>蔵所の設置許可申請手数料</u>	<u>同</u>	<u>25,000円</u>
(174) <u>高圧ガス保安法第19条第1</u>		
<u>項の規定に基づく第一種貯蔵所</u>		
<u>の位置、構造又は設備の変更工</u>		
<u>事の許可申請手数料</u>		
<u>ア 変更後の貯蔵容積が変更前</u>		
<u>の貯蔵容積に比して増加する</u>		
<u>場合</u>	<u>同</u>	<u>14,000円</u>
<u>イ その他の場合</u>	<u>同</u>	<u>11,000円</u>

(175) 高圧ガス保安法第20条第1

項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査申請手数料

ア 高圧ガスの製造のための施設の完成検査の申請をする場合

第171号アからウまでに掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円）

イ 第一種貯蔵所の完成検査の申請をする場合

1件につき 18,750円

(176) 高圧ガス保安法第20条第3

項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査申請手数料

ア 高圧ガスの製造のための施設の完成検査の申請をする場合

第172号アからウまでに掲げる高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請を行う者及び区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額（高圧ガス保安法第14条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあ

っては、6,100円)

イ 第一種貯蔵所の完成検査の  
申請をする場合

第174号ア及びイに掲げる  
区分に応じ、それぞれ当該  
手数料の額の4分の3に相  
当する額

(177) 高压ガス保安法第22条第1  
項の規定に基づく輸入をした高  
压ガス及びその容器の検査申請  
手数料

ア 容積が1,000立方メートル以  
上(液化ガスにあつては、質  
量10トン以上)の高压ガスに  
係る検査

1件につき                      27,000円

イ 同 300立方メートル以  
上1,000立方メートル未満(液  
化ガスにあつては、質量3ト  
ン以上10トン未満)の高压ガ  
スに係る検査

同                                      21,000円

ウ 同 300立方メートル未  
満(液化ガスにあつては、質  
量3トン未満)の高压ガスに  
係る検査

同                                      13,000円

(178) 高压ガス保安法第35条第1  
項の規定に基づく特定施設の保

安検査申請手数料ア 高压ガス保安法第5条第1

項第1号に該当する同項の許可を受けた者（イに掲げる者を除く。）については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

<u>(ア) 処理容積が10,000,000立方</u>		
<u>メートル以上の設備</u>	<u>同</u>	<u>610,000円</u>
<u>(イ) 同 1,000,000立方</u>		
<u>メートル以上10,000,000立方</u>		
<u>メートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>370,000円</u>
<u>(ウ) 同 500,000立方メ</u>		
<u>ートル以上1,000,000立方メ</u>		
<u>ートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>250,000円</u>
<u>(エ) 同 100,000立方メ</u>		
<u>ートル以上500,000立方メ</u>		
<u>ートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>150,000円</u>
<u>(オ) 同 25,000立方メ</u>		
<u>ートル以上100,000立方メ</u>		
<u>ートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>120,000円</u>
<u>(カ) 同 5,000立方メ</u>		
<u>ートル以上25,000立方メ</u>		
<u>ートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>95,000円</u>
<u>(キ) 同 1,000立方メ</u>		

	<u>トル以上5,000立方メートル</u>		
	<u>未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>75,000円</u>
(ク)	<u>同</u>	<u>200立方メー</u>	
	<u>トル以上1,000立方メートル</u>		
	<u>未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>60,000円</u>
(ケ)	<u>同</u>	<u>100立方メー</u>	
	<u>トル以上200立方メートル</u>		
	<u>未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>33,000円</u>
イ	<u>高压ガス保安法第5条第1</u>		
	<u>項第1号に該当する同項の許</u>		
	<u>可を受けた者であって移動式</u>		
	<u>製造設備のみを使用して高压</u>		
	<u>ガスの製造をするものについ</u>		
	<u>ては、次に掲げる区分に応じ</u>		
	<u>、それぞれ次に定める額</u>		
(ア)	<u>処理容積が10,000,000立方</u>		
	<u>メートル以上の設備</u>	<u>同</u>	<u>95,000円</u>
(イ)	<u>同</u>	<u>5,000,000立方</u>	
	<u>メートル以上10,000,000立方</u>		
	<u>メートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>80,000円</u>
(ウ)	<u>同</u>	<u>1,000,000立方</u>	
	<u>メートル以上5,000,000立方</u>		
	<u>メートル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>64,000円</u>
(エ)	<u>同</u>	<u>500,000立方メ</u>	
	<u>ートル以上1,000,000立方メ</u>		



	<u>一トル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>47,000 円</u>
(イ)	<u>同</u> <u>100,000 立方メ</u> <u>ートル以上 500,000 立方メー</u> <u>トル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>31,000 円</u>
(カ)	<u>同</u> <u>25,000 立方メ</u> <u>ートル以上 100,000 立方メー</u> <u>トル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>22,000 円</u>
(キ)	<u>同</u> <u>5,000 立方メー</u> <u>トル以上 25,000 立方メート</u> <u>ル未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>20,000 円</u>
(ク)	<u>同</u> <u>1,000 立方メー</u> <u>トル以上 5,000 立方メートル</u> <u>未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>15,000 円</u>
(ケ)	<u>同</u> <u>200 立方メー</u> <u>トル以上 1,000 立方メートル</u> <u>未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>12,000 円</u>
(コ)	<u>同</u> <u>100 立方メー</u> <u>トル以上 200 立方メートル</u> <u>未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>7,700 円</u>
ウ	<u>高圧ガス保安法第5条第1</u> <u>項第2号に該当する同項の許</u> <u>可を受けた者については、次</u> <u>に掲げる区分に応じ、それぞ</u> <u>れ次に定める額</u>		
(ア)	<u>冷凍能力が3,000トン以上</u>		

	<u>の設備</u>	<u>同</u>	<u>120,000円</u>
(イ)	<u>同 1,000トン以上</u>		
	<u>3,000トン未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>95,000円</u>
(ウ)	<u>同 300トン以上</u>		
	<u>1,000トン未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>76,000円</u>
(エ)	<u>同 100トン以上</u>		
	<u>300トン未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>60,000円</u>
(オ)	<u>同 20トン以上10</u>		
	<u>0トン未満の設備</u>	<u>同</u>	<u>42,000円</u>
(179)	<u>高压ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第3号の規定に基づく高压ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査の申請手数料</u>		
ア	<u>温度零下50度以下の液化ガスを充填するための容器に係る容器検査又は容器再検査については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
(ア)	<u>内容積が1,000リットル以上の容器</u>	<u>1個につき、16,000円に1,000リットル又は1,000リッ</u>	

トルに満たない端数を増す  
ごとに1,600円を加えた額

(イ) 同 500リットル以  
上1,000リットル未満の容器 1個につき 16,000円

(ウ) 同 500リットル未  
満の容器 同 6,600円

イ 繊維強化プラスチック複合  
容器又は圧縮天然ガス自動車  
燃料装置用容器（アに規定す  
る容器を除く。）に係る容器  
検査又は容器再検査について  
は、次に掲げる区分に応じ、  
それぞれ次に定める額

(ア) 内容積が150リットル以  
上の容器 1個につき、320円に10リ  
ットル又は10リットルに満  
たない端数を増すごとに57  
円を加えた額

(イ) 同 30リットル以上  
150リットル未満の容器 1個につき 320円

(ウ) 同 5リットル以上  
30リットル未満の容器 同 260円

(エ) 同 1リットル以上  
5リットル未満の容器 同 160円

(オ) 同 1リットル未満

	<u>の容器</u>	<u>同</u>	<u>150円</u>
<u>ウ</u>	<u>高強度鋼容器（ア又はイに規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
	<u>(ア) 内容積が30リットル以上の容器</u>	<u>1個につき、210円</u>	<u>に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに3円を加えた額</u>
	<u>(イ) 同 5リットル以上30リットル未満の容器</u>	<u>1個につき</u>	<u>210円</u>
	<u>(ウ) 同 1リットル以上5リットル未満の容器</u>	<u>同</u>	<u>160円</u>
	<u>(エ) 同 1リットル未満の容器</u>	<u>同</u>	<u>140円</u>
<u>エ</u>	<u>その他の容器に係る容器検査又は容器再検査については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>		
	<u>(ア) 内容積が1,000リットル以上の容器</u>	<u>1個につき、7,100円</u>	<u>に1,000リットル又は1,000リットルに満たない端数を増すごと</u>

に 380 円を加えた額

(イ)	<u>同</u>	<u>500 リットル以</u> <u>上 1,000 リットル未満の容器</u>	<u>1 個につき</u>	<u>7,100 円</u>
(ウ)	<u>同</u>	<u>150 リットル以</u> <u>上 500 リットル未満の容器</u>	<u>同</u>	<u>800 円</u>
(エ)	<u>同</u>	<u>30 リットル以上</u> <u>150 リットル未満の容器</u>	<u>同</u>	<u>210 円</u>
(オ)	<u>同</u>	<u>5 リットル以上</u> <u>30 リットル未満の容器</u>	<u>同</u>	<u>170 円</u>
(カ)	<u>同</u>	<u>1 リットル以上</u> <u>5 リットル未満の容器</u>	<u>同</u>	<u>110 円</u>
(キ)	<u>同</u>	<u>1 リットル未満</u> <u>の容器</u>	<u>同</u>	<u>80 円</u>

(180) 高圧ガス保安法施行令第

18

条第 2 項第 6 号の規定に基づく  
高圧ガス保安法第 49 条の 2 第 1  
項に規定する附属品検査又は同  
令第 18 条第 2 項第 7 号の規定に  
基づく同法第 49 条の 4 第 1 項に  
規定する附属品再検査の申請手  
数料

ア 圧縮天然ガス自動車燃料装  
置用容器、圧縮水素自動車燃  
料装置用容器又は圧縮水素運

送自動車用容器に装置される  
附属品に係る附属品検査又は  
附属品再検査については、次  
に掲げる区分に応じ、それぞ  
れ次に定める額

(ア) 内容積が 150 リットル以  
上の容器 同 31 円

(イ) 同 150 リットル未  
満の容器 同 24 円

イ その他の容器に装置される  
附属品に係る附属品検査又は  
附属品再検査については、次  
に掲げる区分に応じ、それぞ  
れ次に定める額

(ア) 内容積が 1,000 リットル以  
上の容器 同 1,100 円

(イ) 同 500 リットル以  
上 1,000 リットル未満の容器 同 540 円

(ウ) 同 500 リットル未  
満の容器 同 21 円

(181) 高圧ガス保安法施行令第 18  
条第 2 項第 8 号の規定に基づく  
高圧ガス保安法第 50 条第 3 項に  
規定する容器検査所の登録又は  
登録の更新の申請手数料 1 件につき 16,000 円

(182) 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第54条第2項に規定する容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等の申請手数料同1,400円(183)  
(171) (本文省略)(184)  
(172) (本文省略)